

五所川原市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会 設置要綱

(名称)

第1条 この協議会は、五所川原市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。次条第1号において「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 法第5条第2項及び第3項に規定する基本計画の記載事項の内容
 - 二 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の委員の役割分担
 - 三 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法（昭和27年法律第229号）第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第20条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
 - 四 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法、その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに基本計画の実施に関すること
- 2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議することができる。
- 一 災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給等再生可能エネルギーの活用方法
 - 二 地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施工業者等の参加

三 小水力発電における農業用水の利用に関する調整等再生可能エネルギー発電事業に関する権利調整

四 その他、基本計画作成に関し協議会が必要と認める事項

(委員)

第5条 協議会は、再生可能エネルギー発電設備の種類や基本計画作成に関し協議しようとする事項に応じて、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

一 五所川原市

二 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者

三 農林漁業者

四 農林漁業団体

五 関係住民

六 学識経験者

七 その他協議会が必要と認める者

2 委員の任期は、1年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることを妨げない。

4 協議会は、必要に応じて、前条各号に規定する協議を専門的に検討する組織を設けることができる。

5 前項の協議を専門的に検討する組織に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(協議会の運営)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名するものがその職務を代理する。

4 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

5 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

6 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席することができる。

7 会議の議事は、原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。

8 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(議事録)

第7条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 開催日時及び開催場所
- 二 委員の現在数、当該会議に出席した委員数及び当該会議に出席した委員の氏名
- 三 議案
- 四 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、事務局に備え付けておかなければならない。

4 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともに五所川原市ホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体や個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものは非公表とするものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の業務を執行するため、五所川原市財政部企画課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長に企画課長を事務局員に企画課職員をもって充てる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月29日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第6条第4項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後、最初の協議会は五所川原市長が招集する。